

高山市と東川町との相互連携に関する協定書

岐阜県高山市と北海道上川郡東川町（以下「両自治体」という。）は、パートナーシップを構築し、相互の更なる発展を目指すために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両自治体がそれぞれの特性を活かし、幅広い分野で連携・協力した取組みを推進することにより、共生の理念に基づき共に発展すること及び地域の活力を向上させ、広く社会の活性化に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 前条の目的を達成するため、両自治体は次の事項について連携する。

- (1) 多文化共生の推進に関すること。
- (2) 地域経済の活性化に関すること。
- (3) 人材の育成、確保に関すること。
- (4) その他本協定の目的を達成するために必要なこと。

2 両自治体は、前項に掲げる事項に関する取組みを効果的に実施するため、必要に応じて具体的事項等について協議のうえ、別に定めることができるものとする。

（協定の変更）

第3条 両自治体のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、協議の上、本協定の変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の存続期間は、本協定締結日から令和7（2025）年3月31日までとする。ただし、期間満了前に、相手方に対し期間の延長をしない旨を書面で通知しない限り、期間を1か年延長するものとし、以後同様とする。

（協議事項）

第5条 本協定の履行において必要な資源・知見等については、それぞれの役割に
応じて負担・提供するものとし、本協定に定めのない事項及び必要となる負担等
については、その都度協議により定めるものとする。

この協定書は2通作成し、それぞれ署名のうえ、各1通を保有する。

令和5（2023）年12月26日

北海道上川郡 東川町長

菊地 伸

岐阜県 高山市長

田中 明